

平成18年7月28日

各位

会社名 三協・立山ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 要 明 英 雄
(コード番号 3432 東証第1部・大証第1部)
問合せ先 総務室 部長 奥 多 敏 雄
(TEL: 0766 - 20 - 2500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年7月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年8月30日開催予定の第3回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的(変更の理由)

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図るため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。(変更案第22条)
- (2) 将来、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できる人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で責任限定契約をあらかじめ締結できる旨定めるものであります。(変更案第30条)
なお、変更案第30条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 取締役会規程および監査役会規程に関する定めを設けるものであります。(変更案第27条、第36条)
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - 会社第326条第2項の規定に基づき、当社に設置する機関を定めるものであります。(変更案第4条)
 - 会社法第214条の規定に基づき、株券を発行する旨定めるものであります。(変更案第7条)
 - 会社法第189条第2項の規定に基づき、単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するものであります。(変更案第10条)
 - 会社法施行規則および会社計算規則に基づき、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類について、安価に十分な情報を提供できるよう、これらの一部をインターネットで開示することができる旨定めるものであります。(変

更案第17条)

会社法第370条の規定に基づき、必要が生じた場合に、書面または電磁的方法により機動的に取締役会決議が行えるよう定めを置くものであります。(変更案第26条)

社外監査役としてその期待される役割を十分に発揮できる人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で責任限定契約をあらかじめ締結できる旨定めるものであります。(変更案第39条)

その他、会社法の条文に合わせた用語の変更等、規定の整備を行うものであります。

(5) 以上の他、法令に定められた事項の確認的記載に過ぎない規定を削除し、あわせて全般にわたり表現形式、構成および用語等の変更を行いならびにこれに伴う条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会の開催日	平成18年8月30日
定款変更の効力発生日	平成18年8月30日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞ならびに富山市において発行する北日本新聞に掲載して<u>これを行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>(1) 取締役会</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>(2) 監査役</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞ならびに富山市において発行する北日本新聞に掲載して行う。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が<u>発行する株式の総数</u>は、4億9,600万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、4億9,600万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(單元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の<u>單元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その單元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を<u>売り渡すべき旨を請求</u>することができる。</p> <p style="text-align: center;">(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、單元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事項</u>については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3 株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置く。</u></p> <p>4 <u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、單元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(3) 次条に定める請求をする権利</p> <p style="text-align: center;">(單元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところによりその有する單元未満株式の数と併せて單元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料</u>については、<u>法令またはこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;">(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎営業年度末日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き出席した<u>株主</u>の議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>2 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 当会社の株主は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に<u>差し出さなければならない</u>。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる</u>。</p> <p>2 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。</u></p> <p>(取締役会) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長がこれを招集し、<u>その議長となる。取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対し、これを発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>3 <u>取締役会は各取締役および各監査役の同意があるときは、招集の手続きを経ずして、これを開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>4 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>5 <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第25条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役) 第21条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。 (新 設)</p> <p>(役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により取締役中から取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項の議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第25条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として<u>就任した監査役</u>の任期は、退任した監査役の<u>任期満了の時</u>までとする。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の<u>任期の満了する時</u>までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会)</p> <p>第27条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対し、これを発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会は各監査役の同意があるときは、招集の手続きを経ずして、これを開催することができる。</p> <p>3 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>4 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第28条 監査役は、互選をもって常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第29条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(補欠監査役)</p> <p>第30条 当社は、法令またはこの定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ株主総会において監査役の補欠者（以下「補欠監査役」という。）を選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初の定時株主総会が開催される時までとする。</p> <p>4 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第31条 当社の営業年度は1年とし、6月1日に始まり翌年5月31日をもって終わる。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日を基準日として期末配当をすることができる。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当金)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年11月30日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>中間配当金として金銭の分配を行うことができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>利益配当金または前条の中間配当金等が、</u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として<u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、</u>その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p>

以 上